

※第29回検討会
資料4の再掲

参考資料1

第29回 自動車整備技術の高度化検討
「標準仕様のあり方WG」報告資料

「汎用スキャンツール開発情報提供に関する運用ルール」等
の抜本的見直し(案)

令和7年3月21日(金)
標準仕様のあり方検討WG

本資料の位置づけ

- 本資料は、標準仕様WGにおける「汎用スキャンツール開発情報提供に関する運用ルール」等の抜本的見直しの議論において、構成員が新制度のイメージを共有するために作成した「試案」
- 法令改正、予算措置の実現可能性等について今後精査の必要があるほか、関係者の意見を踏まえて大きな変更があり得る

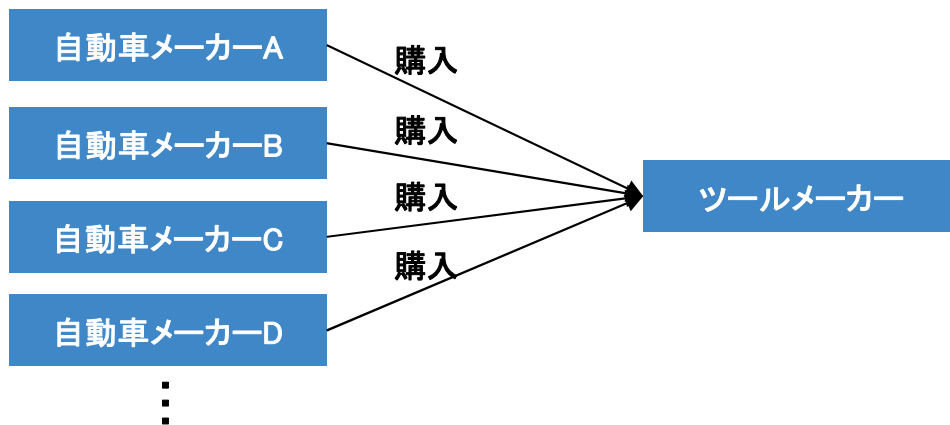
用語の定義

純正機	自動車メーカーが系列ディーラーのために開発・製作する整備用スキャンツール
専用機	自動車メーカーが専業工場に提供する整備用スキャンツールであって純正機からディーラー専用機能を除いたもの
汎用機	複数の自動車メーカーの車両に対応した整備用スキャンツール
標準機	汎用機のうち、自動車メーカーが提供する「OBD情報」に基づき開発される整備用スキャンツール。標準仕様の汎用スキャンツールと同義
OBD情報	標準機の開発に必要な自動車の開発情報
CSMS	UNR155に基づき自動車メーカーが導入するサイバーセキュリティ管理体制

新スキーム案のねらいと第三者機関の役割

- 標準仕様の汎用スキャンツールの開発には、自動車メーカーが保有する「OBD情報」が必要
- ツールメーカーは、自動車メーカーとの個別契約により、「OBD情報」の提供を受けているが、「契約が複雑」、「情報提供料が高額」等の課題があり、開発が進まない
- 公的な第三者機関が、自動車メーカー各社から情報を一元的に購入・管理し、一定の要件を満たすツールメーカーに提供(有償)することで、これらの課題を解決する

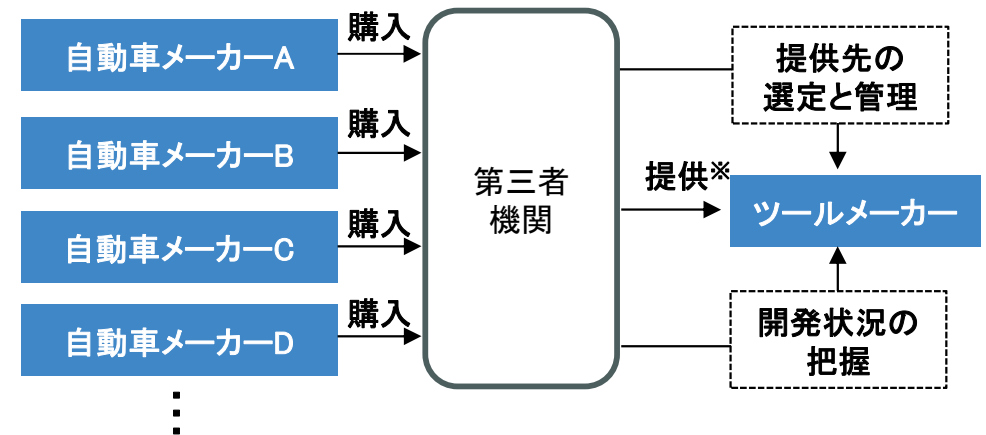
現状



課題

- 標準仕様の汎用スキャンツール(標準機)の開発のためには全ての自動車メーカーから「OBD情報」を購入する必要
 - ・ 提供されるOBD情報の「粒度」が自動車メーカーごと様々
 - ・ 情報提供料は、自動車メーカーごと様々(言い値)
 - ・ ツールメーカーは、多数の自動車メーカーと契約する必要
- 民間の契約に委ねられており、提供されるOBD情報の内容や提供形態について行政が関与しづらい

新スキーム(案)



※ 合理的な価格による有償提供

解決策

- 第三者機関が自動車メーカーからOBD情報を一元的に購入
 - ・ 購入するOBD情報の「粒度」「フォーマット」を標準化
 - ・ 合理的な価格での情報入手
 - ・ 第三者機関が契約主体となり、自動車メーカーとの契約に係るツールメーカーの負担を軽減
- 第三者機関からツールメーカーへOBD情報を提供(有償)
 - ・ ツールメーカーの開発計画・状況を一元的に把握
 - ・ 開発状況については整備工場への情報提供も可能に

新スキーム案 1／6

1. 新スキームで提供する「OBD情報」

(1) 対象型式

- ・ **OBD検査の対象型式**(輸入車を含む)に関する「OBD情報」とする

(2) 情報の範囲

- ・ **「整備マニュアル」にある作業を完了するために必要な全ての機能(イモビ若しくはSLDに係る機能又はリコール等の市場措置の実施に必要な機能は除く)の開発に必要な情報とする**

※1 専業工場向けの整備マニュアルをディーラー向けと意図的に異ならせ、特定整備を行えなくすることは法律違反であることに留意が必要

※2 整備マニュアルにある「パラメーター選択(制御定数切替)」「パラメーター書込み(学習値記憶)」「鍵の書込み」を含む(念のため)

他方、補修用ECUへのソフトウェアのインストール(ソフトの完全な書込み)は、含まない

(3) 提供情報からの例外

- ・ 自動車メーカーは、提供することにより**自社のCSMSを毀損するおそれがある**「OBD情報」であって、**他国においてもツールメーカーに提供していない情報**については、(2)の規定にかかわらず、提供情報から除くことができる

(4) 条件

- ・ 自動車メーカーは、必要に応じて、CSの観点から、**①提供する「OBD情報」の取扱い**、**②「OBD情報」を用いて開発される「標準機」の使用等に関する条件を付す**ことができる
- ・ 当該条件は、**CSの観点から技術的妥当性**があり、かつ、**他国における情報提供、純正機に係る条件等と比較して合理的かつ妥当で、不当に差別的でないものとする**
- ・ 「OBD情報」の取扱いに関する条件は、**提供される「OBD情報」の範囲に応じて、合理的なものとする**

(合理的な条件の例)

- － 提供した「OBD情報」を標準機の**開発以外の目的で使用しないこと**
- － 提供した「OBD情報」を外部に流出されないことを含め、**適切に管理すること**
- － 提供した「OBD情報」に基づき開発された標準機の**使用者及び使用履歴を当該自動車メーカーが管理すること**
- － 提供した「OBD情報」に基づき開発された標準機を使用する際には、当該自動車メーカーが指定する方法で、**同社のサーバーに接続すること**

(不当な条件の例)

- － 標準機の利用者に対して、**CSMSの観点から合理性を説明できない施設・設備・契約等を強いるもの**
- － 純正機の使用に比して**作業性を低下させる条件であって、CSMSの観点から合理性を説明できないもの**
- － **他国において付していない条件であって、CSMSの観点から合理性を説明できないもの**
- － 提供される「OBD情報」が**CSMSに重大な影響を与えない範囲に留まる**にかかわらず、**フルパッケージのCSMS要件**を課すもの

(5) 第三者機関及びツールメーカーとの相談

- ・ 自動車メーカーは、「OBD情報」の提供に当たり、第三者機関及び第三者機関が「OBD情報」を提供するツールメーカーと**相談できる**

新スキーム案 2／6

2. 第三者機関の役割

(1) OBD情報の購入

- ・ 購入価格は、**第三者機関と各自動車メーカーの交渉・契約により決定**する。なお、購入価格は**事後に公表される**ことがある
- ・ 購入価格は、「OBD情報」の**作成、情報提供後のツールメーカーからの相談への対応**等にかかる費用を踏まえて**合理的な範囲**とする
- ・ 購入に当たっては、自動車メーカーが定める条件を定めた契約を結ぶ
- ・ 自動車メーカー各社が第三者機関以外の者に「OBD情報」を販売することは、妨げられない

(2) OBD情報の管理

- ・ 第三者機関は、各自動車メーカーとの契約に基づき、「OBD情報」を**適切に管理**する

(3) OBD情報の提供先の審査及び監査

- ・ 第三者機関は、同機関が定める基準に基づき、「OBD情報」を**提供するツールメーカーを選定**するとともに、**定期的に監査**を実施する（選定基準の例）
 - － 「OBD情報」を用いて**標準機**を開発する**能力と意思を有すること**
 - － 自動車メーカー各社の**CSMSを毀損するおそれがないこと**
 - － 「OBD情報」を**標準機の開発以外の目的で使用しないこと**に同意すること

(4) OBD情報の提供

- ・ 第三者機関は、(3)で選定したツールメーカーに対して、各社の**標準機開発計画**に基づき、「OBD情報」を提供する
- ・ 「OBD情報」の提供は、有償で行う
- ・ 提供に当たっては、「OBD情報」を標準機の開発以外の目的に使用しないこと、外部流出を適切に防止すること等を含む**遵守事項を定めた契約**を結ぶ
- ・ 第三者機関は、**新車販売開始後、12カ月以内**※に当該車両の「OBD情報」をツールメーカーに提供できるようにする
※ 制度開始時点で販売開始済の車両については、制度開始後12カ月以内の提供を目途としつつも、自動車メーカーの負担に応じて柔軟に対応

(5) 標準機の開発計画・状況の把握

- ・ 「OBD情報」の提供を受けようとするツールメーカーは、第三者機関に**標準機開発計画を提出**する
- ・ 第三者機関は、各ツールメーカーによる標準機の**開発状況を定期的に把握**する

(6) 標準機の市場トラブル情報の収集・分析

- ・ 第三者機関は、同機関が提供した「OBD情報」に基づき開発された標準機について、市場トラブル情報を収集・分析する
- ・ 収集したトラブル情報については、各ツールメーカーに共有して必要な対応を促す

新スキーム案 3／6

3. リバース・エンジニアリング

(1) リバース・エンジニアリングが混在する場合の宣言

- ・ ツールメーカーは、自動車メーカーから「OBD情報」の提供を受けつつ、**リバース・エンジニアリングによる開発も含む標準機**について、**その旨を宣言**するものとする

(2) リバース・エンジニアリングの段階的縮小

- ・ 国は、標準機の開発・普及状況を見極めつつ、**リバース・エンジニアリングにより開発されるスキャンツールを段階的に縮小**するための施策を講ずる
- ・ 新スキームによる**OBD情報の提供が行われていない車両型式に対応**するためのリバース・エンジニアリングは、この限りでない

4. 「OBD情報」の提供に係る責任

(1) 標準機の動作保証責任

- ・ 提供された「OBD情報」に基づき開発された標準機の動作保証その他の**標準機の機能に関する責任**は、当該**標準機を開発・販売したツールメーカーが負う**

(2) 「OBD情報」に誤りがあった場合

- ・ ツールメーカーは、提供された「OBD情報」に誤りがあると考える場合には、自動車メーカー及び第三者機関にその旨相談する
- ・ この場合であっても、**自動車メーカー**及び第三者機関は、当該情報に基づき開発された標準機の動作保証その他の標準機の機能に関する**責任を負わない**※

※ この点、①自動車メーカーと第三者機関の契約、②第三者機関とツールメーカーの契約に明記する

5. サーバーへの接続が必要となる場合の対応

(1) 使用者又はツールの認証が必要となる場合

- ・ 「OBD情報」を提供した自動車メーカーは、以下に例示する方法により、**標準機が純正機と同様にサーバー認証を受けられる枠組み**を構築するため、第三者機関及びツールメーカーとの対話に応ずるものとする
 - ① **標準機から**自社サーバーへの接続を可能とする方法
 - ② **ツールメーカーが設置するサーバー**と、自社のサーバーを接続する方法
 - ③ **第三者機関が設置するサーバー**と、自社のサーバーを接続する方法

(2) その他の目的でサーバーへの接続が必要となる場合

- ・ 自動車メーカー、第三者機関及びツールメーカーの三者で相談すること

新スキーム案 4／6

6. ツールメーカーと自動車メーカーの連携

(1) 専用スキャンツールの提供

- 「OBD情報」を提供した自動車メーカーは、第三者機関から当該情報の提供を受けたツールメーカーから**専用スキャンツール提供の**求めがあった場合には、道路運送車両法第57条の2第1項に基づく**自動車特定整備事業者に対する提供と同様の価格・条件**により、**第三者機関を介さないで、当該ツールメーカーへ提供する**ものとする。

(2) 提供情報に関する問い合わせ

- 「OBD情報」を提供した自動車メーカーは、当該情報の提供を受けたツールメーカーから**当該情報の解釈等の確認**があった場合、**これに応ずる**ものとする。
- 当該解釈等の確認は、**自動車メーカーにとって過度な負担にならない範囲**とし、これを超えると認められる場合には、当該自動車メーカーは、**国土交通省又は第三者機関へ対応を相談できる**ものとする。

7. ツールメーカーの合併、買収、分割等

(1) 「OBD情報」の承継の同意

- 第三者機関から「OBD情報」の提供を受けたツールメーカーに**合併、買収、分割等**があった場合は、第三者機関**及び自動車メーカーの同意**がなければ、提供された「OBD情報」を**新会社に承継させてはならない**。

8. 海外メーカー及びインポーターの役割

(1) 海外メーカーとの契約とインポーターによる支援

- 第三者機関は、海外自動車メーカーから「OBD情報」を購入する際には、**当該メーカーと直接契約を締結**する（インポーターはOBD情報を保有しておらず、その提供に係る意思決定権を有さない。）
- インポーター**は、必要に応じ、第三者機関と海外メーカーの**連絡調整を支援する**ものとする。

(2) EU規則等の参照

- 海外メーカーによる「OBD情報」の提供に当たっては、**EU規則 858/2018**の枠組み（運用を含む）も参考とするものとする。

新スキーム案 5／6

9. 自動車メーカーのCS/SUマネジメントシステムとの関係

(1) 「OBD情報」の提供に当たっての条件

- 自動車メーカーは、第三者機関を介して「OBD情報」を提供したツールメーカーに対し、**提供した情報の範囲に応じて合理的な範囲**において、自社のCS/SUマネジメントシステムに基づき、**当該情報の管理に関する要件**を課することができる
- 自動車メーカーは、第三者機関を介して「OBD情報」を提供したツールメーカーに対し、CS/SUマネジメントシステム上必要と認められる範囲において、ツールメーカーに対して、**標準機のユーザー認証等**を求めることができる

(2) 各自動車メーカーのCS/SUMSの変更の必要性

- 標準機を製作する組織及び使用する組織は、自動車製作者のCSMS範囲に含めない(R155 7.2.2.2 (a))
- 自動車メーカーは標準機との情報連携についてのみリスクアセスメントを実施する(R155 7.2.2.2(b)(c)(d)(e)(f))
- バックエンドサーバへの接続がある場合、バックエンドサーバ側でリスクアセスメントを実施する(R155 7.2.2.2(b)(c)(d)(f))
- 標準機を製作する組織及び使用する組織をサプライヤ管理対象に含める場合であって新たな管理方法を取る場合であっても、MSの「重大な変更」としない(R155 7.2.2.5)
- R156については、標準機を用いてソフトウェアの更新は行わない限り、影響なし
- 他国の認証当局に報告の必要があれば、国土交通省と個別に相談する

10. OBD情報の購入料金及び提供料金

(1) 第三者機関による購入料金

- 第三者機関は、各自動車メーカーから「OBD情報」を**年間契約(例: 〇〇百万円／年)**で購入し、特に断りのない限り**自動更新**とする
- 「OBD情報」の購入料金は、各自動車メーカーにおける**「OBD情報」の作成と提供後の問い合わせへの対応に係る費用を考慮して設定する**。(純正スキャンツールの開発費、ディーラーによる囲い込み支援等のための戦略的料金設定は含めない)

(2) 適切な料金水準

- 第三者機関は、特定の自動車メーカーの「OBD情報」購入価格が著しく高額である場合には、当該自動車メーカーに対して、**料金の内訳・根拠等についてヒアリングを行う**
- 第三者機関のヒアリングの結果、**料金が不合理に高額**又は**他国のツールメーカーに対する提供価格と比べて差別的**と認める場合には、国土交通省は、当該自動車メーカーに対して文書により改善を求める

(3) 第三者機関による提供料金

- 第三者機関は、ツールメーカーに対して、自動車メーカーごとの「OBD情報」を**年間契約(例: 〇〇百万円／年)**により提供し、特に断りのない限り**自動更新**とする

新スキーム案 6／6

11. 標準機によるユーザー認証(P)(実現可能性も含めて精査中)

(1) 第三者機関によるユーザー認証

- ・ 第三者機関は、OBD検査サーバーのユーザー認証システムを活用し、標準機によるユーザー認証を行える体制を整える（事業者名、指定・認証工場コード、検査員・工員名など）

(2) 各メーカーの接続サーバー改修

- ・ 標準機により「整備マニュアル」にある作業を完了するため、ユーザー認証を行う必要がある自動車メーカーにあっては、第三者機関のユーザー認証サーバーと接続して、これを実施することができる（自動車メーカーとツールメーカーが交渉し、ツールメーカーが設置するサーバーでユーザー認証を行うことも可）

（付則）段階的施行

(1) フェーズ1

- ・ 国産車： 第三者機関によるOBD情報の購入及び提供開始 【令和7年度関係規定整備後速やかに】
- ・ 輸入車： 国産車のOBD情報の提供状況とツールメーカーのニーズを踏まえて実施

(2) フェーズ2

- ・ 国産車： ユーザー認証が必要となる作業の体制整備（標準機の認証サーバーの設置・運用等）【時期は検討中】
- ・ 輸入車： 国産車の運用状況を踏まえて実施